

平成 15 年 5 月 20 日

各 位

東京都港区元赤坂一丁目 6 番 6 号
総合警備保障株式会社
代表取締役社長 村井 温
(東証第 1 部コード 2 3 3 1)
問い合わせ先 広報部 林
電話 (03) 3 4 7 8 - 2 3 1 0

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて、下記のとおり、平成 15 年 6 月 27 日開催予定の当社第 38 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の取締役、執行役員および従業員に対してストックオプションとして新株予約権を無償で発行する。

2 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役員および従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 500,000 株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合は、その時点で権利行使されていない新株予約権について、次の算式によって対象株式数を調整する。(1 株未満の端数は切り捨てる。)

調整後の株式数 = 調整前の株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整できる。

(3) 発行する新株予約権の総数

5,000 個を上限とする。(新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 100 株)

ただし、前号に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

1株あたりの払込金額は、新株予約権の発行日現在の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合は、その時点で権利行使されていない新株予約権について、次の算式によって払込をなすべき金額を調整する。(1円未満の端数は切り上げる。)

調整後の払込金額 = 調整前の払込金額 ÷ 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込をなすべき金額を調整できる。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成17年7月1日から平成22年6月30日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

割当を受けた取締役または執行役員が任期満了したときは、権利行使できる。また、任期満了前に退任し、当社もしくは関係会社の常勤取締役に就任したときも同様とする。

割当を受けた従業員が定年退職したとき、または当社の取締役もしくは執行役員に就任したときは、権利行使できる。

割当を受けた者は、権利を担保に供することはできない。

割当を受けた者が権利行使期間中に死亡した場合、その割当を受けた者の相続人は、1人に限り権利を継承することができる。ただし、再継承はできない。

その他の権利行使の条件については、本株主総会及びその後開催される新株予約権発行に関する取締役会決議に基づき、当社と割当を受けた者との間で締結する新株予約権付与契約書に定める。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

割当を受けた者が、上記(7)に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなったときは、会社はその新株予約権を無償で消却できる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成15年6月27日開催予定の当社第38回定時株主総会において、「ストックオプションとして、新株予約権を発行する件」が承認されることを条件いたします。

以上